

No. _____

研究協力事業の手引

昭和58年4月

国際協力事業団

派遣事業部

JICA
000
36
EXA
LIBRARY

水産管
JR
83-2

研究協力事業の手引

JICA LIBRARY



1005333[8]

昭和58年4月

国際協力事業団

派遣事業部

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 5. 23	000
登録No. 07053	36
	EKA

は し が き

開発途上国の経済・社会の発展に資するテーマについて途上国の研究者と我国の研究者が共同研究を行う研究協力事業は昭和52年に開始されて以来56年度までに東南アジアを中心として10件程度の協力を行ってきた。

本事業は事業実施以来日が浅いこともあり、実施の方法、手順等がかならずしも確立されているとは言い難く、その円滑かつ効果的な実施には更に検討すべき諸々の懸案事項がある。

本手引は、これまでの事業実施の経過を踏まえて、事業の目的、事業実施上の手順及び留意事項についてまとめ、今後研究協力事業を実施するにあたり執務関係者の指針とするために作成したものであり、その一助となれば幸いである。本手引の不備な点は、今後の研究協力事業そのものの拡充・改善とあわせ、遂次改訂を行い内容の充実に努めたい。

昭和58年 4月

国際協力事業団
派遣事業部長

斉 藤 勉

目 次

1. 研究協力事業の目的及び主要対象分野	1
(1) 研究協力事業の目的	1
(2) 研究協力事業の主要対象分野	1
2. 研究協力事業の事前実施手順	2
(1) 研究テーマの選択	2
(2) 研究者の選定	2
3. 研究協力事業の実施手順	3
(1) 案件の発掘	3
(2) 事前調査団の派遣	3
(3) 実施協議調査団の派遣	4
(4) 専門家の派遣	6
(5) 現地業務費の執行	7
(6) 携行機材の購送	7
(7) カウンターパートの受け入れ	8
(8) 中間及び最終報告書の作成	8
4. 研究協力事業の評価及び成果の活用	9
(1) 評価の重点	9
(2) 成果の活用	9
5. 付属資料	11
(1) 研究協力事業のRecord of Discussion (R/D)案	13
(2) 研究協力事業実績	24
(3) 研究協力事業関連規程	25
① 昭和52年12月24日付国協達第27号 「研究協力専門家現地業務費支給基準」	25
② 昭和55年8月4日付企共第8-1号 「研究協力専門家現地業務費支給基準の運用方針」	28

「研究協力事業の手引」

1 研究協力事業の目的及び主要対象分野

(1) 研究協力事業の目的

研究協力事業は、我国の研究者が開発途上国の研究者と対等の立場で両国が合意した当該途上国の経済・社会の向上・発展に資する研究テーマについて共同研究を行うことにより次の目的を達成しようとする技術協力の形態である。

① 開発途上国の実情に即した開発のための

理論・手法の充実、適正技術の開発及び制度の改善等に関する調査・研究を行い、その成果を当該国の開発に役立たせること。

② 我国の調査研究機関が有する研究蓄積と相手国研究機関が有する研究蓄積を共同研究によって相互に交流・交換することにより双方機関の充実に資すること。

③ 開発途上国の調査研究機関及び研究者の調査研究能力の向上をはかること。

〔留意事項〕

JICAによる研究協力事業は、あくまで技術協力事業の一環として行うものであり、相手国研究機関との共同研究事業である。

従って、考古学調査等我国から研究者を派遣するだけの一方的な学術調査は本研究協力の対象としない。

(2) 研究協力事業の主要研究対象分野

共同研究の主要な対象としては、適正技術の研究・開発の他、開発のための理論・手法の研究、一次産品・加工品等の品質改良、生活環境の改善等の分野があるが、研究対象は特定な分野に限定することなく開発途上国の開発に役立つと考えられるものを幅広く対象とする。

〔留意事項〕

(1) 研究テーマの選定は、相手国、在外公館、

JICA事務所、派遣専門家及び国内各機関から随時入手するものについて検討する。また、今後は途上国に対し要望調査を実施することを考える。

(2) テーマは協力期間、相手国関係機関の任務等とともにR/Dで明確にする。

以下3.(3)④に記す。

2 研究協力事業の事前実施手順

研究協力事業の実施にあたっては次の事項について事前に相手国及び国内の関係機関と十分な協議を行い確定しておくことが必要である。

(1) 研究テーマの選定

〔留意事項〕

(1) テーマの選択にあたっては、期待される研究成果が直接、間接に途上国の経済及び社会の発展並びに福祉の向上、民生の安定に資するものを対象とするが、学術的また基礎的理論研究であっても前記テーマの基礎となるもの或いは将来我国が行う経済・技術協力を役立つと考えられるものも併せて研究の対象とする。

(2) 我国と相手国の研究者が共通の関心を持ちかつ相手国側（政府・関係機関、研究者）が受け入れるテーマであること。

(3) テーマの選択にあたっては相手国の政治、経済、社会、宗教その他の伝統や慣習に対する配慮が必要である。

(4) 複数名の研究者により2～3年の協力期間で共同研究の成果が得られること。

(5) 相手側研究機関が相応の研究能力を持つこと。

(2) 研究者の選定

〔留意事項〕

(1) 研究者の資質

開発途上国問題及び経済技術協力に対する知識と理解があり、外国語能力にも優れ、調

査研究活動への積極的参画意識を持つ者。

(2) 所属組織の支援

研究者の所属先が組織的に事業を支援出来る体制が整っていること。

(3) 研究者の編成

研究活動の円滑な推進を可能にする指導力を有するチーム・リーダー及びそのリーダーの下で協調して研究が実施可能な研究者がいること。

(4) 関係機関との調整

研究協力事業は関係省庁、国立・私立大学、民間研究所、民間機関等からの研究者の参加を得て実施されるが、この際国立大学教員に研究者を依頼する場合は、事業の内容等について主管官庁である文部省の理解を得ておくことが必要である。

(文部省窓口：学術国際局企画連絡課)

3 研究協力事業の実施手順

(1) 案件の発掘

案件の発掘については次の2つの場合が考えられる。

- ① 相手国側からの要請による場合(要望調査、プロジェクト・ファイディング調査の結果等を含む)
- ② 我国研究機関或いは個々の研究者の発案による場合

〔留意事項〕

相手国の研究協力要請内容とともに、研究協力実施機関及び研究担当者についても、相手国政府及び所属組織の支援、研究者の資質等につき十分な確認を行う必要がある。

(2) 事前調査団の派遣

- ① 事前調査団の役割

〔留意事項〕

- (1) 事前調査にあたっては、研究内容・方法の

- イ) 研究テーマ、対象、内容の確認
- ロ) 相手国研究機関の実態と実施遂行能力調査等実施可能性の調査
- ハ) 基本的な実施計画の枠組の確認
- ニ) 我国専門家に対する特権免除の内容調査

② 事前調査団の構成

研究協力実施の際日本側研究担当機関となる予定の機関(各省、大学、研究機関、民間機関等)の担当責任者及びその他必要と思われる者及びJICA職員

(3) 実施協議調査団の派遣

① 実施協議調査団の役割

- イ) R/Dの協議・署名
- ロ) TSIの協議・確認
- ハ) 正式要請書(A₁, A₂, A₃フォーム)提出の促進

② 実施協議調査団の構成

事前調査団の構成と同じ

みではなく、相手国研究機関の管理運営体制、相手国政府の予算措置等の支援体制を含めた総合的視点から実施可能性を調査する必要がある。

(留意事項)

- (1) R/D (Record of Discussionsの略称)の性格

R/Dは実施協議チームが相手国の実施機関と特定の技術協力案件についてその実施内容を協議した結果を取りまとめた「討議議事録」のことであり、合意された内容は各々自国政府に報告されることになっている。

両国政府は、かかる報告を受けて両国政府が所定の技術協力フォームを添付した口上書等の公文書を交換することによって、国際約束を形成し、これに基づき具体的な技術協力が実施されることになる。

従ってR/Dで合意された専門家の派遣や研修員の受け入れには、それぞれA₁及びA₂, A₃フォームによる申請が必要である。

なお、R/D自体は、国際法上は国際約束を形成するものではないが、実体的には協力実施上の基礎文書であり、協定に準ずる効果を有

するものと考えられる。

(2) T S I (Tentative Schedule of Implementation の略称)

T S I (暫定実施計画) は当該案件について専門家派遣の分野、人数、派遣期間、派遣時期、作業スケジュール等の具体的な協力実施計画である。これは予算が確保されることを条件に作成されるものであることから Tentative Schedule (暫定計画) とされており、これをもって日本側及び相手側を拘束するものではないが、通常 T S I はそのまま「実施計画」として実施されるものであるので計画作成にあたってこの点に留意すること。

(3) R/D 及び T S I については、日本側関係者間で協議し、関係事業部、その他関係機関の了解を取り付けておくことが必要である。

(4) R/D の内容は詳細すぎると事業実施上弾力的対応が困難となり、逆に簡単すぎて内容が不明確な場合には事業の遂行に支障を来すことがあるので、その作成にあたっては関係者間で十分に協議・調整する必要がある。

(5) 実施協議調査の実施に先立って日本側案を相手側に送付し検討を依頼しておくことが望ましい。

[参 考]

(1) R/D の標準的内容

- イ) 事業の背景、目的及び調査研究事項
- ロ) 両国の事業実施担当機関とその役割及

び専門家の研究担当分野

- ハ) 協力期間と実施段階別目標
- ニ) 研究運営責任の所在
- ホ) 実施に必要な経費の分担及びその管理
- ヘ) 収集資料の帰属及び報告書の著作権
- ト) 研究協力参加予定研究者(専門家数、専門分野)
- チ) T S I
- リ) 我方派遣専門家に対する特権免除

別添 R/D 案参照

(2) T S I の標準的内容

- イ) 派遣専門家的人数、分野、派遣時期、期間
- ロ) カウンターパート受け入れの人数、分野、期間
- ハ) 携行機材の品目及び送付時期
- ニ) 現地業務費の費目及び金額

(4) 専門家の派遣

専門家の派遣は通常の個別派遣専門家の形式で行なわれる。

(留意事項)

- (1) これまでは短期専門家グループが中心であったが、現地研究の継続性の確保及び業務費の適正な執行のために長期専門家も併せて派遣することが望ましい。
- (2) 現地に派遣される短期専門家が毎回変るとは、調査・研究活動の継続的实施を不可能とし、整合性のある結果を得ることが困難となるので、可能な限り同一の専門家を派遣することが望ましい。
- (3) 個々の派遣の都度 A₁ フォームを提出せし

めることを避けるため、包括的な派遣要請となるA₁フォームを取り付けることが望ましい。

(5) 現地業務費の執行

「研究協力専門家現地業務費支給基準」及び「研究協力専門家現地業務費支給基準の運用方針」参照

〔留意事項〕

(1) ローカル・コストへの対応

一般の技術協力においては、ローカルコストは原則として相手国が負担することになるが、相手側研究機関に研究資金が十分に用意されていないため我方が大幅にローカルコスト分を負担している場合がある。

(2) 現地業務費の支出

「研究協力専門家現地業務費支給基準」の改正により日本人専門家が現地に派遣されていない期間中も所定の手続を経て、相手側による現地業務費の支出が可能となっている。この場合、相手側研究機関・研究者に対し、現地業務費の執行管理について十分な指導をする必要がある。

(3) 現地業務費の内容

現地業務費は謝金、備入費、資機材購入費、報告書作成費、域内旅費等から構成される。これらの支出にあたっては途上国の実情、共同研究活動の促進等の観点から効果的かつ効率的に実施することが必要である。

(6) 携行機材の購送

〔留意事項〕

(1) 研究協力事業は、原則として既存の施設・設備を利用して研究活動を行う。

(2) 機材は通常の個別派遣専門家が携行する機

材程度とし、必要に応じ専門家から申請せしめ予算の範囲内で供与するものとする。

(7) カウンターパートの受け入れ

カウンターパートの受け入れは通常のカウンターパート受け入れの形式（A₂、A₃フォーム）で行なわれる。

〔留意事項〕

(1) カウンターパート受け入れについては、R/D 締結前の段階で受け入れ人数、受け入れ時期等につき研修事業部と協議すること。

(2) 研究計画打合せ、日本国内における調査研究等のカウンターパートの本邦における研修スケジュールは可能な限り早期に確定し、長期派遣専門家等との十分な連絡の下でA₂、A₃フォームを十分な余裕を持って取り付けることが望ましい。

(8) 中間及び最終報告書の作成

研究協力事業の進捗に合わせて中間報告書を作成し、また協力事業の終了にあたっては最終成果品としての最終報告書を作成する。

① 中間報告書の主要記載事項

- (f) 当該共同研究の意義と必要性の再確認
- (g) 報告書作成時点までの研究実施内容
- (h) 事業実施上の問題点と対応方針

② 最終報告書の主要記載事項

- (i) 共同研究の結論（及び勧告）
- (j) 共同研究・調査・分析等の内容及び問題点
- (k) 実証データ及びその他資料
- (l) 研究協力事業目的の達成度及び改善点（和文のみ）

〔留意事項〕

(1) 報告書の提言及び勧告等の内容は我国及び相手国政府のいずれをも何ら拘束するものではない。

(2) 研究協力事業の実施中に作成された報告書は事業団に所属し、研究機関或いは個々の研究者がその成果を個人として外部に発表する場合は予め事業団の承認を得るものとする。

- (3) 報告書著作権は、事業団と相手国政府または関係機関との共有とする。

4 研究協力事業の評価及び成果の活用

研究協力事業の評価にあたっては次の点を重点とし、併せて、その成果の活用を図る。

(1) 評価の重点

- ① 開発途上国の実情に即した開発のための理論・手法の充実、適正技術の開発及び制度の改善等に関する調査研究が適切に行われ、その成果が当該国の開発に有用かどうか。
- ② 日本側と相手国側の調査研究機関及び研究者の相互交流が適切にはかられたかどうか。
- ③ 相手国研究機関・研究者の研究能力の向上がはかられたかどうか。

(2) 成果の活用

研究協力の成果は、可能な限り関係者、関係機関等に周知させ、当該国の開発計画の策定或いは当該研究協力事業に関連する経済・技術協力案件が実施される場合等において研究協力の成果を活用させることが必要である。

(留意事項)

- (1) 必要に応じ、研究成果発表の際の取り扱いをR/Dで定める。
- (2) 研究成果発表の場として、研究協力のテーマに関連した第三国研修、セミナー等が開催される場合には積極的な活用を図るものとする。

5. 付 属 資 料

付属資料(1)

研究協力事業の Record of Discussions (R/D) 案

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE
IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE AUTHORITIES
CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF 相手国名
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR THE
JOINT STUDY PROJECT ON

研究協力名

The Japanese implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by 団長名, visited 相手国名 from 出発日 to 帰国日 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Joint Study Project on 研究協力名

During its stay in 相手国名, the Team exchanged views and had a series of discussions with 相手国実施機関等 in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Joint Study Project.

As a result of the discussions, the Team and 相手国実施機関名 agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the Document attached hereto.

日付

署名

Head of Japanese
Implementation Survey Team

署名

相手国実施機関責任者名

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of 相手国名 will cooperate with each other in implementing the Joint Study Project on 研究協力名 (hereinafter referred to as "the Project"), for the purpose of 目的
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1. above will be granted in the 相手国名 exemptions and benefits no less favourable than those granted to the experts of *third countries or of international organizations* performing similar missions.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials neces-

sary for the implementation of the Project as listed in Annex IV, through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.

2. The articles referred to in 1 above will become the property of the Government of 相手国名 upon being delivered to the 相手国名 authorities concerned at the ports and or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with Japanese experts referred to in Annex II.

IV. TRAINING OF 相手国名 PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the 相手国名 personnel connected with the project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.
2. The Government of 相手国名 will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. LOCAL EXPENSES

The budget to meet the local expenses necessary for the implementation of the Joint Study project will be provided to the Japanese expert by JICA in accordance with the laws and regulations in force in Japan. The budget which is to be used exclusively for the implementation of the Project will be managed by a Japanese expert designated by JICA.

VI. DATA OWNERSHIP AND PUBLICATIONS

The data accumulated through joint study will be jointly owned by the participating organizations (JICA and 相手側実施機関). When reports or documentations concerning this project are compiled, it is to be mentioned that the Project has been implemented by JICA and 相手国実施機関 as Technical Cooperation Project between the Government of Japan and the Government of 相手国名

VII. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF 相手国名

1. In accordance with the laws and regulations in force in 相手国名 ,
相手国政府

will take necessary measures to provide at its own expense:

- (1) Services of the 相手国名 counterpart personnel and administrative personnel;
- (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;
- (3) Urban transportation facilities for Japanese experts;
- (4) Facilities necessary for the maintenance and protection of
(供与機材) 相手国名 listed in ANNEX IV.

2. In accordance with the laws and regulations in force in 相手国名
相手国政府 will take necessary measures to meet:

- (1) Expenses necessary for the transportation within 相手国名 of the articles referred to in III above as well as for the installation,

- operation and maintenance thereof;
- (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in 相手国名 on the articles referred to in III above;
 - (3) All local expenses necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under V above.

VIII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

The leader of the Japanese Study Team and the leader of the 相手国 Study Team will collaboratively assume the overall responsibility for the implementation of the Project.

(The Resident Representative of JICA in 相手国名 will undertake the role of advice and coordination for the successful implementation of the Project.)

IX. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of 相手国名 will undertake to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the 相手国名 except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

X. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

XI. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the project under this Attached Document will be from 期日 to 期日 .

ANNEX I	MASTER PLAN
ANNEX II	PROJECT TEAM AND PARTICIPATING ORGANIZATIONS
ANNEX III	PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS
ANNEX IV	LIST OF ARTICLES
ANNEX V	TENTATIVE IMPLEMENTATION SCHEDULE

ANNEX I. MASTER PLAN

I. Background

II. Objectives

III. Study Framework

1. Scope of Study

The Project will cover the following study items :

ANNEX II. PROJECT TEAMS AND PARTICIPATING ORGANIZATIONS

The Project will be implemented jointly by the Japanese Study Team and the 相手国 Study Team. The Japanese Study Team will consist of 構成メンバー（専門家所属機関）

The 相手国 Team will consist of _____ ,
構成メンバー

Each team will consist of the following experts:

(1) The Japanese Study Team : team leader

Researcher/expert in the field of	<u>専門分野</u>
Researcher/expert in the field of	<u>"</u>
Researcher/expert in the field of	<u>"</u>

(2) The 相手国 Study Team : Team Leader

Researcher/expert in the field of	<u>専門分野</u>
Researcher/expert in the field of	<u>"</u>
Researcher/expert in the field of	<u>"</u>
Researcher/expert in the field of	<u>"</u>

Project Phases

- | | | |
|-------------------|----|---|
| (1) Phase 1 (from | to |) |
| (2) Phase 2 (from | to |) |
| (3) Phase 3 (from | to |) |

ANNEX III. PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

1. The Government of 相手国名 will grant exemptions from income tax and charge of any kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.
2. The Government of 相手国名 will grant exemptions from customs duties in respect of the importation of personal effects by the Japanese experts and their families as well as the importation of machinery and equipments relating to their activities.

ANNEX IV. LIST OF ARTICLES

ANNEX V. TENTATIVE IMPLEMENTATION SCHEDULE
 (Assignment of Japanese Experts in 相手国 and Study of 相手国 Personnel in Japan)

Year	Phase 1 () ()	Phase 2 () ()	Phase 3 () ()
<u>Assignment of Japanese Experts in 相手国</u> (1) Team Leader (2) (3) (4)			
<u>Study of 相手国 Personnel in Japan</u> (1) (2)			
<u>Compilation of Reports</u>	Interim report	interim report	final report

付属資料(2)

研究協力事業実績

年度	件名	国名	協力実施期間	日本側研究機関	相手側研究機関
52年度	(1) 中南米経済開発と日本の経済協力	ラテンアメリカ諸国	52.4.1~53.3.31	国際開発センター	ラテンアメリカ経済委員会
	(2) インドネシアの経済開発と日本の経済技術協力	インドネシア	52.4.1~53.3.31	国際開発センター	インドネシア大学経済社会研究所
53年度	(1) エジプトの超長期的な経済計画の策定	エジプト	53.4.1~55.3.31	国土庁・経済企画庁	エジプト国立計画研究所
	(2) タイにおける経済開発の現状と今後の課題および日本の経済協力の効果	タイ	53.4.1~54.3.31	神戸大学経済学部	タマサート大学経済学部
	(3) フィリッピンの開発と日本の経済協力	フィリッピン	53.4.1~54.3.31	国際開発センター	イースト大学経済学部
	(4) アジアの中小工業開発の方法-金属加工業種-	ASEAN諸国	53.3.1~56.3.31	筑波大学 石川島播磨重工業	TECNONET ASIA (シンガポール)
54年度	(1) 熱帯雨林と人との関わり(インドネシア)	インドネシア	54.12.1~57.3.31	東京農工大学農学部	ムラクルマン大学林学部
55年度	(1) ケニア中小工業開発における技術移転	ケニア	55.5.14~56.3.31	中部産業連盟	ナイロビ大学開発問題研究所
	(2) 日・タイ小規模農村総合開発比較研究	タイ	55.8.1~58.3.31	京都大学農学部	チュラロンコン大学経済学部
56年度	(1) SHARING OF TECHNOLOGY(ASEAN諸国間技術移転)	ASEAN諸国	56.9.1~59.9.30	石川島播磨重工業	TECHNONET ASIA (シンガポール)
	(2) アジアの中小工業開発-木材加工	ASEAN諸国	57.1.17~58.8.31	国際キリスト教大学	TECHNONET ASIA (シンガポール)
57年度	(1) 高分子構造解析研究	中国	58.3.~60.3	日本高分子学会	中国科学院化学研究所

付属資料(3)-(イ)

研究協力事業関連規定

研究協力専門家現地業務費支給基準を次のとおり定める。

昭和52年12月24日

国際協力事業団

総裁 法 眼 晋 作

国協達第27号
(改正昭和55年8月4日)
国協達第37号 研究協力専門家現地業務費支給基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が技術協力の円滑かつ有効適切な実施を図るため、研究協力専門家に対して支給する現地業務費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究協力専門家 事業団が条約その他の国際約束に基づき、開発理論の共同研究を行うため開発途上地域等に派遣する者をいう。
- (2) 現地業務費 共同研究のための現地における業務活動に必要な経費で別表に掲げる費目の使途に当てる経費をいう。
- (3) 現地業務費管理者 研究協力専門家のうち総裁が現地業務費の管理を委嘱した者をいう。

(申 請)

第3条 前条に規定する現地業務費の支給を受けようとする現地業務費管理者(以下「管理者」という。)は、現地業務費支給申請書(様式第1号)を総裁に提出するものとする。

2 総裁は、前項の申請書を審査し、適当と認めるときは、現地業務費の支給額を決定し、管理者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、計画変更等特別の事情が発生した場合は、管理者は、現地業務費支給額の変更申請を行うことができる。ただし、支給合計額は通算して1人月額300万円を超えない金額とする。

(支 給)

第4条 管理者は、現地業務費の送金を受ける銀行口座を開設し、速やかに銀行名、口座名義及び口座番号を事業団に報告するものとする。

2 事業団は、第3条第2項の規定に基づき決定された現地業務費を管理者に対し、原則として、出発時に1月分を支給し、2月目以降は前項に基づき開設された口座に毎月送金するものとする。

(実施)

第5条 管理者は、支給された現地業務費を常に公金として銀行口座に預け管理するものとし、その実施に当たっては、契約の締結等必要な手続により、適正な支出を行うとともに証拠書類を徴収し、保管しなければならない。

(会計事務処理)

第6条 現地業務費に関する会計事務の取扱いは、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 帳簿 管理者は、現地業務費出納簿(以下「出納簿」という。様式第2号)を備え、所定の事項を整然かつ明瞭に記録するものとする。

この場合、支出については、別表記載の費目別に整理するものとする。

(2) 受払報告 管理者は、現地業務費受払報告書(様式第3号)を作成し、四半期毎に事業団に提出するとともに、支給期間が終了したときは、速やかに精算報告書を事業団に提出するものとする。また、支給期間が2事業年度以降にわたる場合は、管理者は、毎事業年度末現在の現地業務費受払報告書を作成し、事業団に提出するものとする。

(3) 証拠書類 管理者は、現地業務費の支出に当たっては、証拠書類を徴収のうえ四半期毎に編纂、保管し、事業団の請求があったときは、速やかに提出するものとする。

(4) 会計事務の引継 管理者が交替したときは、次により後任の管理者に引継ぐものとする。

イ 引継日の設定 後任管理者が任国に到着した後、速やかに締切期日を定め、その日を引継日とする。

ロ 管理区分 現地業務費の管理は、引継日の翌日から後任管理者が行う。

ハ 引継目録の作成 前任管理者は、出納簿、証拠書類、その他の書類の引継目録(様式第4号)を2通作成し、後任管理者とともに署名捺印のうえ、その1通を事業団に提出し、他の1通を後任管理者が保管する。

ニ 現金の引継 現地業務費の引継ぎについては、前任管理者は、現金現在高調書(様式第5号)を作成し、後任管理者とともに署名捺印のうえ預金残高証明書を添え事業団に提出することとする。

(5) 残金の返納 第2号により現地業務費の残金が確定したときは、管理者は、速やかに当該金額を事業団に返納しなければならない。

(特別経理)

第7条 現地業務費で1万円以上の物品(消耗品を除く。)を購入した場合の取扱いについては、別に定める。

(特例)

第8条 現地業務費の支給に関して、この基準によりがたい場合は、総裁の承認を得て、この基準と異なる処理をすることができる。

附 則

この基準は、昭和52年12月24日から施行し、昭和52年10月17日から適用する。

研究協力専門家現地業務費支給基準の運用方針

第1 定義について(第2条関係)

- (1) 現地業務費の定義を変更し、「共同研究のための現地における業務活動に必要な経費で、別表に掲げる費目の使途に当てる経費」とする。
- (2) 研究協力専門家現地業務費の支給期間は、当該研究協力事業の協力期間とする。
但し、支給期間は、当該事業年度を超えることはできない。

第2 申請及び支給額の決定通知について(第3条関係)

- (1) 現地業務費の支給申請は、支給基準第3条第1項の規定に拘わらず、「研究協力専門家現地業務費支給申請書(様式第1号)」により行う。
- (2) 支給基準第3項にいう現地業務費の支給額の決定通知は、「研究協力専門家現地業務費支給額決定通知書(様式第2号)」により行う。

第3 実施について(第5条関係)

- (1) 管理者は支給された現地業務費を常に公金として管理するものとし、その実施にあたっては支給基準及び本運用方針により適切な支出を行うとともに証拠書類を徴収し保管しなければならない。
- (2) 管理者は共同研究活動実施のため必要且つ適切な場合には、総裁から支給決定を受け、且つ相手国研究機関委託実施計画分として認められた範囲において、協力対象国所在の海外事務所長と協議のうえ、相手国研究機関に現地業務費の一部の実施を委託できるものとする。
- (3) 管理者は相手国研究機関に現地業務費の一部の実施を委託するときは、「共同研究活動の相手国研究機関への実施委託計画書(様式第3号)」を作成し、協力対象国所在の海外事務所長に提出して、実施委託する現地業務費の支給を依頼するものとする。
- (4) 協力対象国所在の海外事務所長は、上記により管理者から実施委託する現地業務費支給の依頼を受けたときは、共同研究活動の相手国研究機関への実施委託計画書に基づき、相手国研究機関会計責任者に支給するものとする。この場合において当該海外事務所長は、相手国研究機関会計責任者に対し次の事項について指示又は指導しなければならない。

イ 支給する現地業務費を常に公金として管理すること。

ロ 実施にあたっては、実施委託計画書に基づき、適切な支出を行うこと。

ハ 精算報告書を提出すること。

ニ その他必要事項

第4 会計事務処理について（第6条関係）

- (1) 管理者は、出発時支給された現地業務費については、当該派遣期間終了後速やかに残金を確定し、当該金額を事業団本部に返納するとともに「精算報告書（様式第4号）」を提出しなければならない。
- (2) 管理者は、海外事務所長から支給された現地業務費については、帰国日以前に残金を確定し、当該金額を海外事務所長に返納するとともに「精算報告書（様式第4号）」を提出しなければならない。
- (3) 管理者は、相手国研究機関に実施委託した現地業務費については、実施委託期間終了後速かに相手国研究機関会計責任者に残金を確定させ、当該金額を海外事務所長に返納させるとともに、その「精算報告書（様式第5号）」を添付して海外事務所長に「精算報告書（様式第4号）」を提出しなければならない。この場合、精算報告額は、実施委託額を超えることはできない。また、海外事務所長又は管理者は、この精算報告を監査する権限を保有し、必要な場合は、相手国研究機関会計責任者に証拠書類を提出させるものとする。
- (4) 支給基準第6条第2号に規定する四半期毎に提出する現地業務費受払報告は廃止する。

別表

現地業務費の支出費目解説

支出費目	費 目 解 説
1 調査研究謝金	調査、研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。
2 資機材購入費	(1) 調査、研究等用資機材費を整理する。 (2) 供与機材の部品購送費及び取付料を整理する。 (3) 業務参考図書費を整理する。
3 消耗品費	(1) 事務用品費を整理する。 (2) 調査、研究等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの）を整理する。
4 交通費	現地内国交通費を整理する。
5 旅 費	域内外旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。
6 通信運搬費	(1) 電信、電話、郵便料を整理する。 (2) 機材引取等荷物運搬料を整理する。
7 印刷製本費	教材、報告書等の印刷代、製本代を整理する。
8 借料損料	器具、機械、施設、設備、車馬等の借料、使用料、損料を整理する。
9 備 人 費	タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時備上費を整理する。
10 会 議 費	業務計画、遂行、整理に関する会議費を整理する。
11 雑 役 務 費	(1) 倉庫料等荷物保管料を整理する。 (2) 機械、器具の据付、保守、修繕料を整理する。 (3) 機材引取りのための税関、エージェント手数料等各種手数料を整理する。 (4) 現地カウンターパート等に対する慶弔金を整理する。 (5) その他、他の科目に整理することが不適当なものを整理する。

(様式第1号)

研究協力専門家現地業務費支給申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総裁 殿

研究協力事業案件名

任 国

氏 名

⑩

下記により現地業務費の支給を申請いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 支給申請期間

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで

2. 支給申請金額

円

(1) 管理者実施計画分

円

(2) 相手国研究機関委託実施計画分

円

(別添 実施計画書(1)(2))

3. 備考

別 添

実施計画書(1) 業務計画

1. 業務目標

2. 具体的業務内容

3. 業務日程

(様式第2号)

研究協力専門家現地業務費支給額決定通知書

昭和 年 月 日

殿

国際協力事業団

総裁

昭和 年 月 日付研究協力専門家現地業務費支給申請書にかかる同支給額を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 支給期間

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで

2. 支給決定金額 円

(1) 管理者実施計画分 円

(2) 相手国研究期間委託実施計画分 円

3. この支給決定された現業務費の管理及び実施については、国際協力事業団研究協力専門家現地業務費支給基準(昭和52年国協達第27号)及び研究協力専門家現地業務費支給基準の運用方針(昭和55年8月4日企共第8-1号)を遵守しなければならない。

(様式第3号)

共同研究活動の相手国研究機関への実施委託計画書

昭和 年 月 日

事務所長 殿

研究協力事業案件名

現地業務費管理者氏名

⑩

昭和 年 月 日付研究協力専門家現地業務費支給額決定通知書により支給決定を受けたもののうち、下記により相手国研究機関に対し共同研究活動の実施委託をいたしますので、支給下さるようお願いいたします。

記

1. 実施委託計画内容
2. 委託計画期間
3. 支給申請金額
4. 支給相手国機関
 - (1) 機関名
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 振込銀行名
口座名義
口座番号
5. 添付書類
 - (1) 実施委託計画予算
 - (2) 相手国との実施及び精算等に関する取決め
6. 備考

JICA